四十五第十項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。以下この号において同じ。）の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合　当該利用料の減免額の十分の八以内の額

二・三　（略）

（厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第五条　厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）	（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の二十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。	2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の二十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等	二　当該実施主体の条例、定款その他の基本約款
三～八　（略）	三～八　（略）

（削る）

九　（略）

十　老人福祉法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額

十一　老人福祉法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十二　一時金の返還に関する老人福祉法第二十九条第十項に規定する契約の内容

（削る）

（削る）

十三～十五　（略）

（地域住宅団地再生事業計画の記載事項等）

第二十七条　（略）

2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一　（略）

二　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

三～八　（略）

九　市場調査等による入居者の見込み

十　（略）

十一　老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二　老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十三　入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十四　入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十五　医療施設との連携の内容

十六～十八　（略）

（地域住宅団地再生事業計画の記載事項等）

第二十七条　（略）

2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一　（略）

二　当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三～八　（略）